

農林水産商工委員会資料

(商工労働部所管分)

■付託議案

【予算案】

第129号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算（第9号）【関係分】

第130号議案 令和3年度島根県中小企業近代化資金特別会計補正予算（第4号）

・・・P1～3

■報告事項

①新型コロナウイルス感染症への対応について ・・・P4

②新型コロナウイルス感染症対策調整費の執行について ・・・P5

③「再発見！あなたのしまねキャンペーン」の期間延長・拡充等について ・・・P6

④企業立地計画の認定について ・・・P7、8

⑤県と市町村による共同工業団地整備事業の選定結果について ・・・P9

⑥事業継続特別給付金について ・・・P10～16

⑦コロナ禍における外国人技能実習生の状況について ・・・P17、18

⑧株式会社マイナビとの「若者の県内就職の促進に関する業務協定」について ・・・P19

令和3年12月14日・15日

商 工 労 働 部

商工労働部 令和3年度11月補正予算（初日通常分）の概要

1 目的別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
款2.総務費	180,991	0	180,991	100.0
款5.労働費	2,013,924	11,060	2,024,984	100.5
款7.商工費	24,825,017	▲ 1,473,189	23,351,828	94.1
部 合 計	27,019,932	▲ 1,462,129	25,557,803	94.6

2 課別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
商工政策課	494,028	5,402	499,430	101.1
観光振興課	4,440,393	0	4,440,393	100.0
しまねブランド 推進課	2,621,091	▲ 464,704	2,156,387	82.3
産業振興課	3,199,215	26,000	3,225,215	100.8
企業立地課	3,915,614	0	3,915,614	100.0
中小企業課	10,335,667	▲ 1,039,887	9,295,780	89.9
雇用政策課	2,013,924	11,060	2,024,984	100.5
部 合 計	27,019,932	▲ 1,462,129	25,557,803	94.6

3 特別会計

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
中小企業近代化資金	1,629,320	0	1,629,320	100.0
中小企業制度融資等	75,944,224	▲ 432,327	75,511,897	99.4
部 合 計	77,573,544	▲ 432,327	77,141,217	99.4

商工政策課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	494,028	5,402	499,430	【財源】国 0 使・手 0 0 県 5,402 その他 0
1 産業交流会館管理運営事業費	75,214	5,402	80,616	感染防止機器整備 5,402

しまねブランド推進課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,621,091	▲ 464,704	2,156,387	【財源】国 0 使・手 0 0 県 ▲ 464,704 その他 0
1 首都圏情報発信・県産品販路開拓事業費	108,132	43,296	151,428	⇒ 別紙(共管)
2 飲食需要回復・拡大支援事業費	1,985,000	▲ 508,000	1,477,000	認証取得支援補助金の申請見込みの減

産業振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,199,215	26,000	3,225,215	【財源】国 0 使・手 0 0 県 26,000 その他 0
1 テクノアークしまね管理運営事業費	279,401	26,000	305,401	通信環境整備 23,000 感染症対策 3,000

中小企業課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	10,335,667	▲ 1,039,887	9,295,780	【財源】国 0 使・手 0 0 県 ▲ 1,039,887 その他 0
1 中小企業制度融資等特別会計繰出金	3,295,730	▲ 432,327	2,863,403	新型コロナ対応資金(国コロナ・条件変更)の融資実績見込みの減
2 島根県制度融資新型コロナウイルス対策基金造成事業費	732,112	▲ 607,560	124,552	セーフティネット資金(新型コロナ対応枠)の融資実績見込みの減

(単位:千円)

中小企業制度融資等特別会計	75,944,224	▲ 432,327	75,511,897	【財源】 諸収入 0 繰入金 ▲ 432,327 雑入 0
1 中小企業制度融資等事務費	3,295,730	▲ 432,327	2,863,403	新型コロナ対応資金(国コロナ・条件変更)の融資実績見込みの減 ※条件変更の補助申請受付延長

雇用政策課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,013,924	11,060	2,024,984	【財源】国 0 使・手 0 0 県 11,060 その他 0
1 若年者県内就職促進事業費	308,566	11,060	319,626	⇒ 別紙

若年者県内就職促進事業（企業の採用スケジュール早期化対応）

予算額：11,060千円

1. 背景

- ・ 県内企業の採用スケジュールは、コロナ禍でも全国的に早期化が進んでいる一方で、県内企業は従来のまま、全国から数ヶ月遅れている。
- ・ 就活生の約6割が大学4年生の5月までに内々定を得、概ね2社の内々定を得ると就活を終えている。

2. 事業概要

学生に県内企業の採用情報等を早く伝え県内就職を促進するため、2023年卒の学生向けには4～5月に実施予定の合同企業説明会を、1月～3月に前倒して実施する。併せて、県内企業向けに、就職活動の早期化についての広報を強化する。

(1) オンライン合同業界研究会（全体）

- ・ 実施方法 オンライン
- ・ 実施規模 企業150社、学生200名程度

(2) 県内学校別合同業界研究会（島根大学、島根県立大学、出雲コア学園）

- ・ 実施方法 対面
- ・ 実施規模 企業90社、学生180名程度

(3) 県外地域別合同業界研究会（大阪、岡山、広島）

- ・ 実施方法 対面
- ・ 実施規模 企業60社、学生120名程度

区分	R3. 12月	R4. 1月	2月	3月	4月	5月
現計画	学生と企業の交流会 (全体)			合同企業説明会 (全体、対面)	合同企業説明会 ・オンライン (Youtube) ・学校別 (県内大学、専修学校) ・地域別 (大阪、岡山、広島)	
変更後 (早期化 対応後)	学生と企業の交流会 (全体)		合同業界研究会 ・オンライン (Zoom、全体) ・学校別 (県内大学、専修学校) ・地域別 (大阪、岡山、広島)		合同企業説明会 (全体、ハイブリッド)	

新型コロナウイルス感染症への対応について

農 林 水 産 商 工 委 員 会
 令 和 3 年 1 2 月 1 4 日 ・ 1 5 日
 商 工 労 働 部

1. 県内事業者の状況・対応

業 種	状 況 【令和3年9月～11月】	対 応 【令和3年度当初予算、6月補正予算、9月補正予算、11月補正予算、コロナ調整費】	
(1) 宿泊業・観光関連業等	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県でも感染が拡大し、8月には、県民の県内宿泊・県内旅行「再発見！あなたのしまねキャンペーン」も一時停止となった。 ・9月の主要観光施設（26施設）の入込客延べ数は、コロナ前の令和元年と比べ57%程度にまで落ち込んだ。 ・緊急事態宣言が解除となった10月には、「再発見！あなたのしまねキャンペーン」などの観光誘客施策を再開するとともに、「地域観光事業支援（県民割）」について、隣接する知事（鳥取・広島・山口）との合意のもと、準備が整い次第、支援対象範囲を順次拡大。 ・全国的な新規コロナ感染者数の減少に伴い、県境をまたぐ移動も徐々に増え始め、県内の宿泊客・観光客ともに回復の兆しが見られるが、12月以降の宿泊予約は平日を中心に鈍く、コロナ前までには戻っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊事業者感染防止対策等支援事業【6月補正】 ・再発見！あなたのしまねキャンペーン【9月補正】【コロナ調整費】 ・既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業【9月補正】 ・旅行会社等と連携した誘客プロモーション（山陽圏他）【9月補正】 ・旅行会社等と連携した誘客プロモーション（首都圏他）【コロナ調整費】 ～冬季閑散期に向け、首都圏等の大規模マーケットを対象に、旅行会社及び交通事業者と連携した誘客プロモーションを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等向けセーフティネット資金（新型コロナウイルス対応枠）の創設【R3当初】、拡充【6月補正】 ・新型コロナウイルス感染症対応資金の条件変更の支援（中小企業者等向け）【6月補正】 ・事業継続力強化アドバイザー派遣事業（事業再構築枠）の創設【コロナ調整費】 ・中小企業等事業継続特別給付金【9月補正】 ・商工団体の相談支援体制機能強化事業【11月補正】 ～県内事業者の事業継続を支援する商工団体の相談支援体制の強化に係る経費を支援 ・新型コロナウイルス対応経営革新支援事業【コロナ調整費】【9月補正】 ・県産品の販売促進キャンペーン【11月補正】 ～売上げが減少している県産品の販売を支援するため、販売促進キャンペーンを実施 ・伝統工芸品製造事業者の販売促進活動支援 ～展示会等への出展機会の減少を受け、出展経費に対する補助事業の内容（対象経費、補助率）を拡充【コロナ調整費】 ・日比谷しまね館を活用した情報発信の強化【コロナ調整費】 ～日比谷しまね館機能を活用した館外イベントの開催及び広報PRを実施 ・若年者県内就職促進事業【コロナ調整費】【9月補正】【11月補正】 ～学生の就職活動が制限される中、早期化が進む学生の就職活動を支援するため、合同企業説明会を前倒しして開催など ・島根の職人育成事業【9月補正】 ・しまねデジタルイノベーション推進事業【9月補正】 ・高専との連携による企業のデジタル技術高度化推進事業【9月補正】 ・浜田港コンテナ航路への緊急対策支援事業【9月補正】 ・県立施設新型コロナウイルス感染防止対策【9月補正】【11月補正】 ～新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要な機器を整備 <p>※この他に、令和2年度2月補正で、繰り越している事業がある。</p>
(2) 飲食業	<ul style="list-style-type: none"> ・第4波・第5波で、5月以降、特に夏場において県内でも感染者が多く出たため、厳しい経営環境に置かれている。 ・9月30日の全都道府県での緊急事態宣言の解除後も、回復が遅れていたが、段階的な飲食店の利用制限の緩和や、新規感染者の減少により、少しずつ売上げが戻ってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等事業継続特別給付金の創設【6月補正】、拡充【9月補正】 ・飲食需要回復・拡大支援事業【6月補正】【9月補正】【11月補正】 【コロナ調整費】 ～「GoToEatキャンペーンしまね」食事券の期間延長及び発行組数を増冊（30万組→105万組） ・飲食店の感染予防対策強化事業【6月補正】 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等事業継続特別給付金の創設【6月補正】、拡充【9月補正】 ・飲食需要回復・拡大支援事業【6月補正】【9月補正】【11月補正】 【コロナ調整費】 ～「GoToEatキャンペーンしまね」食事券の期間延長及び発行組数を増冊（30万組→105万組） ・飲食店の感染予防対策強化事業【6月補正】
(3) 製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・全体としてはコロナ前の生産水準に回復しているが、業種ごとにはばらつきが見られる。 ・原油価格等の高騰、材料・部品の納期遅れ等の影響があり、楽観できないとする企業が多い。 ・自動車関連の部品製造企業では、半導体不足に加え、東南アジアの感染拡大に伴う減産の長期化などにより一部の部品製造業では受注の減少が見られ、依然先行きは不透明な状況である。 ・半導体製造関連（基板、コンデンサ製造等）や鉄鋼関連は好調を維持している企業が多い。 ・食品製造業では、緊急事態宣言等の解除により県外からの受注が増加した企業もあるが、県内での受注は依然として低調である。内食の需要は引き続き堅調に推移している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり産業脱炭素化促進事業【9月補正】 ・ものづくり産業技術基盤強化緊急対策事業【9月補正】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり産業脱炭素化促進事業【9月補正】 ・ものづくり産業技術基盤強化緊急対策事業【9月補正】

2. 企業倒産・廃業及び解雇の状況

① 倒産(信用調査会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の令和3年4～11月は18件 ※前年度同期24件に比べ6件減少。新型コロナウイルス感染症の影響によるものは3件 ・令和2年度 35件 ※令和元年度44件に比べ9件減少。新型コロナウイルス感染症の影響によるものは2件
② 廃業(商工団体調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の令和3年4～10月は237件 ※前年度同期288件に比べ51件減少。新型コロナウイルス感染症の影響によるものは21件 ・令和2年度 550件 ※令和元年度724件に比べ174件減少。新型コロナウイルス感染症の影響によるものは27件
③ 解雇(島根労働局)	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の令和3年4～10月は635人 ※前年度同期858人と比べ223人の減少。新型コロナウイルス感染症の影響を要因の一つとしているものは231人 ・令和2年度 1,278人 ※令和元年度に比べ299人の増加。新型コロナウイルス感染症の影響を要因の一つとしているものは506人

新型コロナウイルス感染症対策調整費の執行について (旅行会社等と連携した誘客プロモーション(追加分))

予算額: 31,000 千円

1. 概要

新型コロナウイルスの感染拡大が急速に落ち着く中、冬季閑散期に向け、全国的な行動制限等の緩和による旅行需要拡大の機を逃さないよう、首都圏等の大規模マーケットを対象に、旅行会社及び交通事業者と連携した誘客プロモーションを追加して実施する。

2. 事業内容

(1) 学生旅行の商品造成支援事業 17,000千円

卒業旅行等の需要を見据え、首都圏や関西圏の学生を対象に、旅行会社が造成する交通(高速バス、JR、航空機)と宿泊を組み合わせた旅行商品の造成に対し補助

実施期間: 12月～3月 ※今後の感染状況により変更の可能性あり

誘客目標: 2,000人

(2) 貸切バス旅行商品造成支援事業 14,000千円

旅行会社が「しまねフェア」として造成する県外を発地とする貸切バス団体旅行の経費等を補助(既定事業の拡充)

実施期間: 11月～3月 ※今後の感染状況により変更の可能性あり

誘客目標: 4,200人

3. その他(既定予算対応)

(1) 広報宣伝

- ・インスタグラマーやインフルエンサーを活用した情報発信
- ・首都圏、関西圏でのフリーペーパーを活用した「美肌県しまねの冬旅」のPR
- ・日比谷しまね館におけるPOLAとコラボしたイベントの開催

(2) 隠岐地域

- ・伊丹空港からの直行便による旅行商品造成

4. コロナ調整費 31,000千円

「再発見！あなたのしまねキャンペーン」の期間延長・拡充等について

国の地域観光事業支援の拡充に併せて「再発見！あなたのしまねキャンペーン」の運用を変更

1. 予約・販売期間の延長

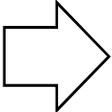
(1) 対象事業

- ① 県内登録宿泊施設の宿泊割引
- ② 県内等登録旅行会社が実施する旅行商品等の割引
- ③ 地域限定クーポン「しまねっこクーポン」の配布

(2) 予約・販売期間

1月31日（2月1日チェックアウト分）まで

2. 割引対象地域の隣接県への拡大

(変更前)		(変更後)
島根県民 鳥取県民 ※ クーポンは島根県民のみ		島根県民 鳥取県民 広島県民 山口県民 ※ 全てにクーポン配布

3. 実施時期

12月15日（水）から運用を変更

4. その他

(1) ワクチン接種歴又は陰性の検査結果の活用

キャンペーン利用者に対して、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を確認

※ 12月末までは、島根・鳥取県民に対する確認は不要

(2) 予算額：3,275,000千円

予算	予算額	財源	
		国補助金	コロナ交付金
コロナ調整費	1,003,720千円	823,720千円	180,000千円
9月補正	2,271,280千円	2,271,280千円	—
計	3,275,000千円	3,095,000千円	180,000千円

ゼノー・テック出雲株式会社 立地計画の概要（増設）

ゼノー・テック出雲株式会社は、大型金型製造の受注拡大に対応するため、このたび工場の増設及び生産設備の増強を決定した。

県は、同社から申請のあった立地計画を「島根県企業立地促進条例」の目的達成に資するものとして認定し、令和3年10月21日に、ゼノー・テック出雲株式会社、出雲市との間で立地に関する覚書を締結した。

1 会社概要

(1) 会社名	ゼノー・テック出雲株式会社
(2) 所在地	出雲市多伎町口田儀1269-4
(3) 代表者名	代表取締役社長 岸本 泰博（きしもと やすひろ）
(4) 設立年月	昭和63年4月
(5) 資本金	12,000千円
(6) 従業員数	21名（うち県内常用従業員18名）
(7) 事業内容	鋳造金型及び省力化機械装置の設計製造

2 計画の概要（土地の取得、工場の増設及び生産設備の増強）

(1) 立地場所	出雲市多伎町口田儀1269-4		
(2) 敷地面積	1,699㎡（うち今回取得1,699㎡）		
(3) 建物面積	969.93㎡（うち今回増設292.83㎡、木造2階建）		
(4) 投下資本額	128,159千円		
	(内訳)	土地	4,977千円
		建物	45,710千円
		償却資産	77,472千円
(5) 操業開始	令和3年9月		
(6) 常用従業員数	申請時	18名	
	操業時	20名	(2名増)
	操業後1年	22名	(2名増)
	操業後2年	24名	(2名増)
	操業後3年	26名	(2名増)
	計	(8名増)	
(7) 事業内容	鋳造金型及び省力化機械装置の設計製造		

【企業立地促進助成金の見込額】

・投資助成額	128,159千円	×	10%	=	12,815千円
・雇用助成額	1,300千円	×	8名	=	10,400千円
	計				23,215千円

有限会社吉原木工所 立地計画の概要（増設）

有限会社吉原木工所は、伝統工芸技術を用いた組子製品の生産体制を強化するため、このたび工場の増設及び生産設備の増強を決定した。

県は、同社から申請のあった立地計画を「島根県企業立地促進条例」の目的達成に資するものとして認定し、令和3年10月29日に、有限会社吉原木工所、浜田市との間で立地に関する覚書を締結した。

1 会社概要

(1) 会社名	有限会社吉原木工所
(2) 所在地	浜田市三隅町室谷912番地1
(3) 代表者名	代表取締役 吉原 敬司（よしはら けいじ）
(4) 設立年月	平成8年7月
(5) 資本金	5,000千円
(6) 従業員数	12名（うち県内常用従業員8名）
(7) 事業内容	組子製品・木製家具・建具の製造・販売

2 計画の概要（土地の取得、工場の増設及び生産設備の増強）

(1) 立地場所	浜田市三隅町室谷912番地1		
(2) 敷地面積	3,859.25㎡（うち今回取得698.07㎡）		
(3) 建物面積	721.02㎡（うち今回増設328.4㎡、 鉄筋コンクリート造平屋建）		
(4) 投下資本額	93,210千円		
	(内訳)	土地	5,000千円
		建物	79,680千円
		償却資産	8,530千円
(5) 操業開始	令和4年8月		
(6) 常用従業員数	申請時	8名	
	操業時	10名	(2名増)
	操業後1年	11名	(1名増)
	操業後2年	12名	(1名増)
	操業後3年	12名	(0名増)
	計	(4名増)	
(7) 事業内容	組子製品（書院障子、欄間、間接照明等）の製造・販売		

【企業立地促進助成金の見込額】

・投資助成額	93,210千円	×	10%	=	9,321千円	
・雇用助成額	1,300千円	×	4名	=	5,200千円	
	計					14,521千円

県と市町村による共同工業団地整備事業の選定結果について

1. 事業概要

- 中山間地域等の産業振興を目的に、県外からの誘致企業や、事業拡大を目指す地元企業を集積させるための工業団地を、県と市町村が共同で整備する。
- 企業にとって魅力的な適地を選定し、県と市町村の共同所有とすることで、相互が主体的かつこれまで以上に連携して誘致活動を行い、早期の分譲完売を目指す。

[整備地域]	中山間地域等
[事業主体]	県企業局と市町村
[分譲地の所有名義]	県1/2 市町村1/2の共有名義
[整備に係る費用負担]	県1/2 市町村1/2
[造成規模]	5～10haを目安
[分譲単価]	20,000円/m ² 前後を目安
[受付期間]	令和2年11月13日～令和3年9月13日

2. 申請内容

[申請団体]	1団体（大田市）
[分譲面積]	5.69ha
[分譲単価]	29,200円/m ²

3. 選定結果

不採択

[主な理由]

分譲単価が想定した単価を大きく上回っており、企業進出の可能性が低い。

事業継続特別給付金について

1. 飲食店等事業継続特別給付金（10/31 受付終了）

（1）概要（要件等）

① 対象

- ・「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けている店舗
- ・事業に係る全体の売上高が、減少
- ・飲食の営業に係る売上高の減少が、次のいずれかである
 - ア 年間の売上高が、**30%以上減少**
 - イ 第3波の期間（昨年12月～今年3月）の売上高の合計が、**50%以上減少**

② 1店舗あたりの売上規模に応じて、50万円から120万円の定額を給付（事業者あたり上限200万円）

（2）支給実績

① 給付件数（店舗数） 1, 205件（1, 383店舗）

② 給付額 8億7, 485万円

<参考>・1件あたり平均給付額 73万円/件

・1店舗あたり平均給付額 63万円/店舗

2. 飲食店等事業継続特別給付金（要件緩和 11/15 受付開始）

（1）概要（要件等）

① 対象

- ・「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けている店舗
- ・事業に係る全体の売上高が、減少
- ・飲食の営業に係る売上高の減少が、次のいずれかである
 - ア 年間の売上高が、20%以上減少
 - イ 第3波（昨年12月～今年3月）の任意の連続する2ヶ月の売上高の合計が、30%以上減少

② 1店舗あたりの売上規模に応じて、40万円から96万円の定額を給付（事業者あたり上限160万円）

（2）支給状況（令和3年12月9日現在）

① 申請受付件数（店舗数）・金額 278件（300店舗）、約1億6, 500万円

② 給付決定件数（店舗数）・金額 7件（7店舗）、約400万円

3. 中小企業等事業継続特別給付金（全業種 11/15 受付開始）

（1）概要（要件等）

① 対象

昨年12月から今年10月までの間の任意の連続する2カ月の事業に係る売上高の合計が30%以上減少

② 売上減少の要件などを満たす事業者に対し、定額40万円
（創業等の一部事業者については定額10万円）

（2）支給状況（令和3年12月9日現在）

① 申請受付件数・金額 3, 983件 約15億9, 000万円

② 給付決定件数・金額 234件 約9, 400万円

4. 「飲食店等事業継続特別給付金」不適切事案 別紙のとおり

「島根県飲食店等事業継続特別給付金」不適切事案

1. 島根県飲食店等事業継続特別給付金の受付終了後の状況

(1) 全体の経過

10月31日 給付金の申請受付け終了

- ・申請内容及び添付書類の不備等をチェックし、内容及び添付書類の修正や追加等（以下「不備等」）を電話、メール等で連絡

11月18日 連絡が取れていない申請者に、不備等の内容と、その対応期限を示す文書を、配達証明で郵送

- ・11月18日（40通）、19日（32通）、22日（1通）＝計73通。
- ・事務局から、電話等で連絡を継続し、確認を実施

11月25日までに全ての申請者と連絡が取れ、11月30日までに不備等の対応を完了

○現在は振り込みを行う段階

(2) 文書の目的

○電話、メールでは連絡が取れていない申請者に、文書で具体的な不備内容をお伝えすること

○迅速に支給するため、期限を示してお知らせすること

(3) 文書の内容

○提出期限 11月25日

○期限に書類が到着していない場合は、取り下げとなること

○「島根県飲食店等事業継続特別給付金（要件緩和）」又は「島根県中小企業等事業継続特別給付金（全業種）」を紹介

○不備等の具体的内容（例えば、納税証明書が添付されていないなど）を記載した別紙（A）を添付

2. 今回の事案

(1) 問題点

- 事務局の判断で、送付者の一部（48通）に対して、以下の注意書きを記載した別紙（B）を添付して発送した。
 - ・理由如何を問わず取り下げとし、一切対応しない
 - ・クレーム及び異議申し立ては受け付けない

- 当初の発送に漏れていた申請者1名に、提出期限（11月25日）を変えずに11月22日に発送した。

(2) 背景

- 迅速な審査、支給を強く意識していた。

- 県から、最終の給付見込額を11月末までに示すように求められていたことを強く意識していた。

- 過去の審査経験から、連絡が取れた後も申請者の対応が延び延びになるケースがあり、特に注意喚起をしようとした。

(3) 県の対応の経緯等

- | | |
|------------------|---|
| <u>11月26日（金）</u> | 今回の事案があることを知る
事務局に事実確認、詳細状況の報告を指示 |
| <u>11月29日（月）</u> | 事務局から報告 議員指摘内容の事実を確認
事務局に更に詳細な事実確認、状況の報告を指示 |
| <u>11月30日（火）</u> | 受託者（3社）を招集し事実確認及び注意
・文書内容が不適切であること
・給付金の趣旨の再度理解すること
再度、事実確認と現状報告を指示 |
| <u>12月2日（木）</u> | 共同企業体（代表：山陰中央テレビジョン放送株式会社）
に、副知事から嚴重注意と、給付金の趣旨を現場全てに徹底するよう指示
11月22日に発送した方には、県と事務局が直接お詫び |
| <u>12月3日（金）</u> | 知事が尾村議員の質問に答える形でお詫び
県・事務局の連名のお詫びの文書を発送 |

(4) 県の考え

- 申請者への配慮を欠く、大変不適切な対応であった

- 委託先業者には給付金の趣旨（厳しい経営環境にある事業者の事業継続の一助となる支援であること、給付により事業者の事業継続を応援するものであること）を徹底させ、丁寧な対応と迅速な支給の両立をしていく

- 事業実施者である県として、ご迷惑をおかけした申請者の方には、深くお詫びする

(5) 今後の対策

- 事務局内で発送文書のダブルチェックをするなど確認を徹底

- 事務局の業務遂行について県の確認の強化

3. 委託先

(1) 共同企業体

(代表) 山陰中央テレビジョン放送株式会社
代表取締役社長 田部長右衛門
株式会社 JTB 山陰支店
支店長 林 勇一
ディーププランニング・オフィス株式会社
代表取締役 原田 喜元

(2) 選定及び契約

- 7月1日 コンペ実施・決定（参加者1社）
- 7月1日 契約締結：契約額 3,333,000千円
うち事務経費 130,900千円
- 10月8日 変更契約（「島根県飲食店等事業継続特別給付金（要件緩和）」
又は「島根県中小企業等事業継続特別給付金（全業種）」の事
務を追加）締結
：契約額 4,000,000千円
うち事務経費 365,900千円



〈法人名・屋号〉
〈事業者名〉様

島根県事業継続特別給付金事務局

書類提出のお願い（重要）

前略、この度ご申請いただきました「島根県飲食店等事業継続特別給付金」につきまして、必要書類が不足しておりますので、審査することが出来かねる状況でございます。

つきましては、下記についてご確認いただき、早急にご対応いただけますと幸いです。

なお、提出期限までに書類が到着していない、または、到着したが不足がある場合は、審査することが出来かねますので、本給付金の申請を取り下げとさせていただきます。

また、提出期限以後の対応はいたしかねますので、お手数ではございますが、「島根県飲食店等事業継続特別給付金（要件緩和）」または「島根県中小企業等事業継続特別給付金（全業種）」を改めてご申請ください。

ご多忙の折、大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本状と行き違いにご提出の際は、悪しからずご容赦願います。

記

1. 不足書類

【別紙】をご参照ください。

2. 提出方法

・郵送の場合

〒690-0826 松江市学園南1丁目15-10 松江アイビル 301
島根県事業継続特別給付金事務局 宛

※必ず「簡易書留」「レターパックプラス」など、追跡ができる方法で送付ください。

・メールの場合

メールアドレス記載 宛

※必ず件名に「法人名または屋号」「事業者氏名」をご入力ください。

3. 提出期限

令和3年11月25日（木）【必着】

以上



【別紙】

不足している書類は以下の通りです。

・〈不足書類 1〉

・〈不足書類 2〉

・〈不足書類 3〉

B

【別紙】

不足書類は別添「島根県飲食店等事業継続特別給付金申請書」の【必要書類】をご確認ください。
マーカーした書類が不足、または内容に不備がございます。

ご確認いただき、提出願います。

【注意】

以下の場合、理由の如何を問わず申請を取り下げとさせていただきます。
また、提出期限以後の対応は一切いたしかねます。

- ・令和3年11月25日（木）を過ぎて書類が到着した場合
- ・書類が不足している場合
- ・内容が確認できない、不鮮明で読み取りできない場合
- ・提出いただいた書類で不備が解消できない場合
- ・給付要件に合わず対象とならない場合

なお、本件に関するクレーム、異議申し立てをお受けすることはいたしかねますので、何卒ご容赦願います。

コロナ禍における外国人技能実習生の状況について

1. 在留資格、制度の概要

(1) 技能実習〔平成5年度～〕 2,3号は85職種156作業に限定

- ・ 国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年）に限り受け入れ、OJT等を通じて技能を移転する制度
- ・ 監理団体が技能実習生を受け入れ、傘下の企業で技能実習を実施
- ・ 技能評価試験（技能検定）に合格することで在留資格が延長される
- ・ 島根県では、R1.10月末 2,005人 → R2.10月末 2,028人

（島根労働局公表値）

〔ベトナム1082、中国415、フィリピン95、
 インドネシア79、その他357〕

→ R3.10月末 1,805人 (▲223人)
 （県推計値）

(2) 特定技能〔令和1年度～〕 1号は14の特定産業分野に限定

- ・ 深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度（通算で5年間まで）
- ・ 受入機関（各企業）で就労
- ・ 技能実習2号の修了後、適合する分野の特定技能1号へ移行できる
 （ただし、「縫製」は特定技能に適合する産業分野がないため移行できない）
- ・ また、技能実習の職種とは異なる分野であっても、試験に合格すれば特定技能へ移行できる

- ・ 島根県では、R1.9月末 2人 → R2.9月末 26人

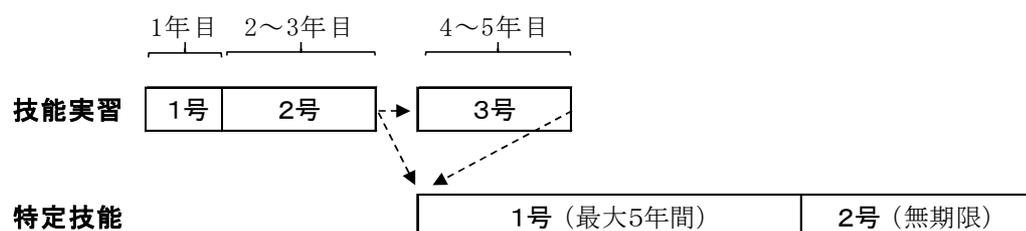
（出入国在留管理庁公表値）

→ R3.9月末 130人 (+104人)

〔ベトナム94、ミャンマー18、カンボジア6、
 フィリピン6、タイ4、中国2〕

※うち、126人が技能実習からの移行

〈技能実習、特定技能のイメージ〉



2. コロナ禍等における特例措置〔令和2年度～〕

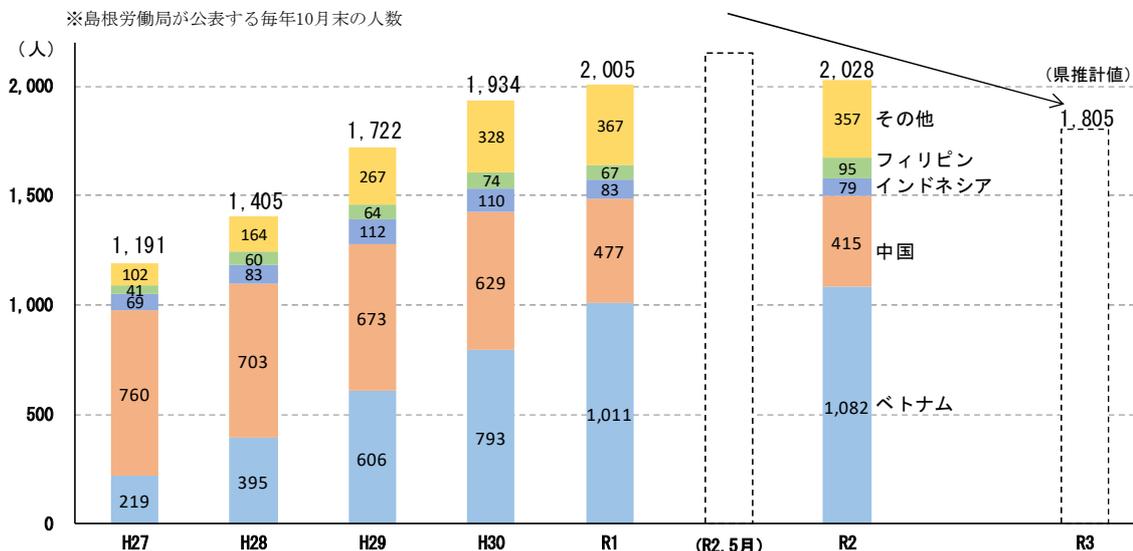
- (1) 技能実習修了後、コロナ影響で本国への帰国が困難な場合は、
特例措置として、在留資格「特定活動」を認められ、①～③の選択が可能
- R2.4月～ ① 同一職種で技能実習を継続
② アルバイトなど週28時間以内の就労
- R2.9月～ ③ 特定技能の14の特定産業分野での就労
- (2) ミャンマーの政変により在留を希望する場合は、
緊急避難措置として、在留資格「特定活動」を認められ、上記①～③と同様の就労が可能。難民申請が認められれば、「身分による在留」に変更され、定住や職業選択が自由となる

3. 島根県における技能実習生の状況、企業への影響

- ・ コロナ禍で技能実習生の新規入国が制限される状況が続く中、技能実習の修了に伴い、帰国する者、特定技能や特定活動に移行し賃金の高い地域へ移動する者があり、人材不足が進んでいる
- ・ 監理団体等に状況を聞き取ったところ、次のような声があった
 - ・ この2年で技能実習生は9人から3人に減少（水産加工）
 - ・ 実習生が帰国すると事業継続が困難になることが懸念される（縫製）
 - ・ 縫製の技能実習修了後に介護や農業の特定技能へ移行した者もいる
- ・ なお、県では、R2年度2月補正で、外国人材受入企業の支援として、入国時に必要となる一定期間の待機に要する費用の一部を助成する予算を措置し、今後の入国に備えている（県内小規模事業者に対し、技能実習生1人当たり最大5万円）

＜外国人技能実習生の推移＞

※島根労働局が公表する毎年10月末の人数



株式会社マイナビとの 「若者の県内就職の促進に関する業務協定」について

令和3年11月19日、島根県と株式会社マイナビは、地域経済の活性化という共通の理念の下、若者の県内就職を進めることを目的に、「若者の県内就職の促進に関する業務協定」を締結しました。

1. 業務協定の目的

- ・ 島根県出身の学生に対する県内就職活動の支援と、島根県内の企業に対する採用活動の支援により、若者の県内就職を促進
- ・ 島根県出身学生の就職活動に関する統計データを分析し、県施策へ反映

2. 連携事業

- ・ 島根県出身学生の県内就職活動の支援
- ・ 島根県内企業の採用活動の支援
- ・ 島根県出身学生の就職状況の分析 など

3. 会社概要

会社名	株式会社マイナビ
設立年月日	昭和48年8月15日
代表者	代表取締役 社長執行役員 中川信行
所在地	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
事業内容	総合情報サービス